

## 「岩沼市市税条例等の一部を改正する条例」の概要

令和5年度税制改正大綱を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）」の公布に伴い、岩沼市市税条例等の一部を改正するもの

主な改正内容

### 1 市民税

#### 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定（令和5年4月1日施行）

- ・令和6年度から森林環境税（国税、1人年額1,000円）が個人市民税の均等割と併せて徴収されることとなる。

### 2 固定資産税及び都市計画税

#### 大規模修繕工事を行ったマンションの税額の減額措置の創設（令和5年4月1日施行）

- ・一定の要件を満たし、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの翌年の固定資産税を3分の2とする。

### 3 軽自動車税

#### 環境性能割の臨時的軽減措置の廃止（令和5年4月1日施行）

- ・臨時的軽減措置を廃止し、ガソリン車等の税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げる。

#### 種別割のグリーン化特例の延長（令和5年4月1日施行）

- ・燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例を3年間延長する。

### 4 国民健康保険税

#### 課税限度額の引上げ（令和5年4月1日施行）

- ・中間所得層の被保険者の負担軽減となる制度とするため、課税限度額を引き上げ、また5割軽減及び2割軽減に係る基準の見直しを行う。